

公益財団法人千葉市防災普及公社役員の報酬等及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人千葉市防災普及公社（以下「公社」という。）定款第 15 条及び第 30 条の規定に基づき、公社の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬等及び旅費並びに評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第 2 条 常勤の役員に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 理事長 月額 336,000 円

(2) 常務理事 月額 300,000 円

(常勤役員の報酬の支給方法)

第 3 条 報酬の支給日は、毎月 21 日とする。その日が休日（祝日法による休日及び年末年始をいう。以下同じ。）、日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

3 新たに常勤の役員となった者又はこの職を退職し、辞職し、若しくは解職された者の報酬は、その職に就任した日から又はその退職、辞職若しくは解職の日（死亡したときは、その月）までについて支給する。この場合において、任期满了によって退職した者が再び就任したときは、引き続き在職するものとみなす。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(常勤役員の通勤手当)

第 4 条 常勤の役員には、職員の例により、通勤手当を支給する。

(常勤役員の期末手当)

第 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の別に応じて、次の表の支給日欄に定める日に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 227.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、報酬月額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 100 分の 120

(2) 常務理事 100 分の 115

(非常勤役員の報酬)

第 6 条 非常勤の役員（国の機関又は地方公共団体の職員として身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

2 非常勤の理事が理事会に出席したときの報酬の額は、その職務を行った日につき 13,000 円とする。

3 非常勤の監事の報酬の額は、1 事業年度につき 1,000,000 円を超えない範囲で評議員会の決議によって定めるものとする。

(役員の旅費)

第 7 条 役員に旅費を支給することができる。

2 役員の旅費は、公益財団法人千葉県防災普及公社職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）別表 1 の 1 等級に支給される旅費と同一の種類及び額とする。

3 前項に定めるもののほか、旅費の種類、額及び支給方法は、旅費規程の適用を受ける職員に支給される旅費の例に準ずる。

(評議員の報酬)

第 8 条 評議員（国の機関又は地方公共団体の職員として身分を有する者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときの報酬の額は、その職務を行った日につき 13,000 円とする。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人千葉県防災普及公社役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第 4 条の規定は平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人千葉市防災普及公社役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第 4 条の規定は平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人千葉市防災普及公社役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第 4 条の規定は平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益財団法人千葉市防災普及公社役員の報酬、期末手当及び旅費並びに評議員の報酬に関する規程第 5 条の規定は平成 30 年 6 月 1 日から適用する。